

新型コロナウイルスワクチン接種  
実施計画（第 13 版）

令和 5 年 2 月

愛知県日進市

## 新型コロナウイルスワクチン実施計画（第13版）目次

1	概要	・・・	P 1
2	基本事項	・・・	P 1
3	実施期間	・・・	P 2
4	使用するワクチン	・・・	P 2
5	接種対象者	・・・	P 3
6	接種順位	・・・	P 4
7	接種対象者数	・・・	P 5
8	市におけるワクチン接種体制の確保	・・・	P 6
9	ワクチン接種受託医療機関等の接種会場の確保	・・・	P 8
10	運営方法の検討	・・・	P 9
11	ワクチン接種実施に係る留意事項等	・・・	P 13
12	接種費用の請求及び支払い	・・・	P 14
13	接種記録の管理	・・・	P 14
14	間違い接種	・・・	P 15
15	副反応報告	・・・	P 15
16	健康被害救済申請の受付及び給付	・・・	P 15
17	その他	・・・	P 15

初版　：令和3年　3月31日

第2版：令和3年11月30日

第3版：令和4年　1月28日

第4版：令和4年　2月21日

第5版：令和4年　5月25日

第6版：令和4年　7月22日

第7版：令和4年　9月　6日

第8版：令和4年　9月20日

第9版：令和4年10月13日

第10版：令和4年10月21日

第11版：令和4年11月8日

第12版：令和4年12月14日

第13版：令和5年2月12日

## 1 概要

日進市（以下、「市」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市の住民基本台帳に記録されている住民（以下、「市民」という。）の生命及び健康を守るための対策に取り組むため、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

国が示す新型コロナウイルスワクチン（以下、「ワクチン」という。）の接種体制については、接種事務の実施主体である市、ワクチン接種の主導的役割を担い、必要な財政措置を行う国及び広域的視点による市町村支援を実施する県が、各責任、役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

本計画は、国が示すワクチン接種体制の基本設計を基に、ワクチンを国や県、東名古屋医師会日進支部と連携を図りながら、安心安全に市民にワクチン接種できるよう、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（以下、「予防接種の手引き」という。）等を踏まえ、市民へのワクチン接種の基本的な考え方、接種対象者、接種体制の構築等について、市の考え方を示すことを目的とする。

なお、本計画は、国の方針、ワクチンの供給体制等の状況に応じて、随時見直すものとする。

## 2 基本事項

- (1) 市は、東名古屋医師会日進支部及び関連医療機関、委託事業者等と十分な協議を行い、希望する市民等へ安全かつ円滑に接種が行えるよう実施計画を策定する。
- (2) 接種対象者が新型コロナウイルス等の感染症に感染することがないように、市が設置する集団接種会場及び個別接種を受託する市内医療機関等においては、個々の予防接種の空間的、時間的余裕について十分配慮する等感染症予防対策を講じた上で接種を行う。
- (3) 市民は、市が設置する集団接種会場及び市内医療機関、国、県が設置する大規模接種会場及び職域接種等で接種を受けることを原則とするが、入院・入所、基礎疾患を有する等のやむを得ない事情がある場合には、住民票所在地外にて接種を行うことができる。
- (4) 市は、実際の予防接種の実施にあたっては、予防接種を行う医師、看護師等医療従事者等に対し、予防接種及び本計画の概要、接種対象者等の必要事項について説明を行うものとする。
- (5) 市内医療機関における個別接種については、通常の診療及び感染症等の診療に過度な支障を生じないように、適切な医療体制を維持した上で実施する。

## 3 実施期間

- (1) 初回接種（1回目、2回目接種）  
令和3年2月17日（水）から令和5年3月31日（金）
- (2) 第一期追加接種（3回目接種）

- 令和3年12月1日（水）から令和5年3月31日（金）
- (3) 5～11歳用ワクチン接種  
令和4年2月21日（月）から令和5年3月31日（金）
- (4) 第二期追加接種（4回目接種）  
令和4年5月25日（水）から令和5年3月31日（金）
- (5) 令和4年秋開始接種  
令和4年9月20日（火）から令和5年3月31日（金）
- (6) 生後6か月から4歳用ワクチン接種  
令和4年10月24日（月）から令和5年3月31日（金）

#### 4 使用するワクチン

##### (1) 成人を対象とするワクチン

###### ア 初回接種（1回目、2回目接種）

###### (ア) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）

###### (イ) 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン

（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

###### イ 第一期追加接種（3回目接種）

###### コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

###### ウ 第二期追加接種（4回目接種）

###### コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

###### エ 令和4年秋開始接種

###### (ア) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（本計画4-ア及び4-イに掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）

###### (イ) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）

(ウ) 組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン

(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

(2) 小児を対象とするワクチン

ア 初回接種 (1回目、2回目接種)

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2)

(5~11歳用)

(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)

イ 第一期追加接種 (3回目接種)

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2)

(5~11歳用)

(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)

(3) 乳幼児を対象とするワクチン

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2)

(生後6か月~4歳用)

(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

5 接種対象者

(1) 成人を対象とするワクチン

ア 初回接種 (1回目、2回目接種)・第一期追加接種 (3回目接種)

原則として本市区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている12歳以上の者とする。

イ 第二期追加接種 (4回目接種)

(ア) 原則として本市区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている60歳以上の者 (以下「高齢者等」という。) とする。

(イ) 原則として本市区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている18歳以上60歳未満の者で、国が示す基礎疾患を有する者、その他重症化のリスクがあると医師が認める者 (以下「基礎疾患等を有する者」とする。) 並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者

ウ 令和4年秋開始接種

原則として本市区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている12歳以上の者とする。

(2) 小児を対象とするワクチン

ア 初回接種 (1回目、2回目接種)

原則として本市区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている者で、1回目

の接種時において5歳以上12歳未満の者とする。

イ 第一期追加接種（3回目接種）

原則として本市区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている5歳以上12歳未満の者とする。

(3) 乳幼児を対象とするワクチン

原則として本市区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている者で、1回目の接種時において生後6か月以上5歳未満の者とする。

(4) 対象者の除外

(1)(2)(3)に掲げる対象者のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬事承認において接種の対象とならない者は接種の対象外とする。

(5) 対象者の例外

(1)(2)(3)に掲げる対象者のほか、国が示す基準に基づき、ワクチンの接種日に戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認めるものについては、当該者の同意を得たうえで接種することができる。

なお、やむを得ない事情については、別に定める。

## 6 接種順位

(1) 成人を対象とするワクチン

ア 初回接種（1回目、2回目接種）

国が示す予防接種の手引きに基づいた接種順位や接種の時期に接種を行うものとする。

(ア) 医療従事者等

(医療従事者等の範囲については、予防接種の手引きによる。)

(イ) 高齢者

(ウ) 基礎疾患を有する者

(エ) 高齢者施設等の従事者

(高齢者施設等の範囲については、予防接種の手引きによる。)

(オ) 60～64歳の者

(カ) 上記以外の者

イ 第一期追加接種（3回目接種）

初回接種完了から3か月以上経過後に順次接種するものとする。

ウ 第二期追加接種（4回目接種）

第一期追加接種から3か月以上経過した対象者で、接種を希望する者から順次接種するものとする。

エ 令和4年秋開始接種

初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種完了者のうち、被接種者が最後

に受けた接種から3か月が経過した者に順次接種するものとする。ただし、別に接種間隔が定められているワクチンを接種する場合には、当該接種間隔に従うものとする。

(2) 小児を対象とするワクチン

ア 初回接種（1回目、2回目接種）

接種を希望する者から順次接種するものとする。

イ 第一期追加接種（3回目接種）

初回接種完了から5か月以上経過した対象者で、接種を希望する者から順次接種するものとする。

(3) 乳幼児を対象とするワクチン

接種を希望する者から順次接種するものとする。

7 接種対象者数

本市における接種対象者数は次のとおりである。なお、対象者数の算定にあたっては、予防接種の手引きに示す算定方法等を用いるものとする。

(1) 算定基準人口

92,386人（令和3年1月1日現在の総人口）

(2) 接種順位別対象者数

ア 成人を対象とするワクチン

(ア) 初回接種（1回目、2回目接種）

① 医療従事者等

2,771人（総人口の3%）

② 高齢者

19,321人

（令和2年住民基本台帳年齢階級別人口のうち65歳以上の者。ただし、令和3年度中に65歳以上となるものを含む。）

③ 基礎疾患を有する者

5,820人（総人口の6.3% ※20歳から64歳の場合）

④ 高齢者施設等の従事者

1,386人（総人口の1.5%）

⑤ 60歳から64歳の者

4,291人

（令和2年住民基本台帳年齢階級別人口のうち60歳から64歳までの者。ただし、令和3年度中に60歳以上となるものを含む。）

⑥ 上記以外の者

58,797人（総人口から①、②、③、④、⑤の者を除いた人数）

⑦ 上記に記載された者のほか、本計画5-（5）に示す者

1,300人程度

(イ) 第一期追加接種（3回目接種）

約73,000人（令和4年5月25日時点での2回目接種者数）

（ウ）第二期追加接種（4回目接種）

① 60歳以上の者及び基礎疾患等を有する者

約35,000人

② 18歳以上60歳未満の医療従事者及び高齢者施設等の従事者

約3,000人

（エ）令和4年秋開始接種

初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種完了者のうち、被接種者が最後に受けた接種日から3か月以上（別に接種間隔が定められているワクチンを接種する場合には、当該接種間隔）が経過した人数。

イ 小児を対象とするワクチン

（ア）初回接種（1回目、2回目接種）

約7,600人

（イ）第一期追加接種（3回目接種）

約3,000人

ウ 乳幼児を対象とするワクチン

約4,500人

## 8 市におけるワクチン接種体制の確保

市は、市民へのワクチン接種を円滑に実施するため、次のとおりワクチン接種体制の確保に努めるものとする。

（1）人員体制等の確保

ア 担当部署の決定

担当部署は、健康福祉部健康課（以下「健康課」という。）とする。

イ 市役所内の全庁的实施体制の確保

本業務は、予防接種業務を担当する健康課が通常想定する業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、企画、財政、人事担当課等と連携し、部門を超えた全庁的な実施体制を確保するものとする。また、業務の進捗状況に応じて業務継続計画の発動を視野に入れる。

ウ 業務従事者の確保

本業務の実施にあたっては、業務に必要な人員数の想定、業務内容の事前説明、業務継続のために必要なスケジュール等の作成を行い、業務の優先順位の決定及び必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 関連部署との連携

ワクチンの供給状況に応じて、接種順位に従ったワクチン接種を円滑に行うため、高齢者施設等を担当する健康福祉部介護福祉課等関連部署との連携を強化する。

オ 業務委託等の活用による業務負担軽減策の検討



ワクチン接種に係る予約受付、通知発送、接種会場の運営、接種記録の入力等、外部委託できる業務については、積極的に委託するなどの業務負担軽減策を検討する。

(2) 市民への情報提供

市は、ワクチン接種の実施に当たり予防接種法施行令第5条の規定による公告等を行うとともに、広報紙、ホームページ等を活用して、市民に対して接種対象者、接種期間、接種会場等の情報を積極的に提供し、周知を行うものとする。

(3) 相談体制の確保

市は、国、県と協力し、相談内容に応じて市民からの問い合わせ等を受け付ける体制を次のとおり確保するものとする。

ア 接種予約に関する相談

市が設置するコールセンターにて相談に応じる。

イ ワクチン及び副反応、健康被害に関する相談

市で対応が困難な医学的知見が必要となる専門的な相談については、適宜、国または県が設置する相談窓口等を案内するものとする。

(4) 必要物品の確保

ワクチン接種に必要な物品について、予防接種の手引き等を参考とし、接種開始前までに必要数について確保するものとする。

(5) 接種対象者への通知

ア 成人を対象とするワクチン

(ア) 初回接種（1回目、2回目接種）

ワクチン接種の実施について、本計画6-(1)-アに定める接種順位に従い、接種案内、接種券、予診票等の通知（以下、「通知等」という。）を送付する。

ただし、国の方針、ワクチンの供給量に応じてさらに細分化して送付する場合がある。

(イ) 第一期追加接種（3回目接種）

初回接種完了から3か月が経過する者に対し、順次通知等を送付する。

(ウ) 第二期追加接種（4回目接種）

① 60歳以上の者

第一期追加接種から3か月が経過する者に対し、順次通知等を送付する。

② 18歳以上60歳未満で基礎疾患等がある者

第一期追加接種から2か月程度が経過した者に対し、対象者は申請が必要な旨の案内を送付し、第一期追加接種から3か月が経過する申請者に対し通知等を送付する。

③ 18歳以上60歳未満の医療従事者及び高齢者施設等の従事者

市ホームページ、広報紙等を通じて、対象者は申請が必要な旨を案内し、第一期追加接種から3か月が経過する申請者に対し、順次通知等を送付する。

(エ) 令和4年秋開始接種

初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種完了者のうち、被接種者が最後に受けた接種から3か月が経過した者に対し、順次通知等を送付する。

ただし、第一期追加接種、第二期追加接種の対象者のうち、通知等を送付済みで未接種の者については、再発行申請等があった場合のみ通知等を送付する。

イ 小児を対象とするワクチン

(ア) 初回接種（1回目、2回目接種）

対象年齢の小児に対し、順次通知等を送付する。

(イ) 第一期追加接種（3回目接種）

初回接種完了から5か月が経過する対象者に対し、順次通知等を送付する。

ウ 乳幼児を対象とするワクチン

対象年齢の乳幼児に対し、順次通知等を送付する。

(6) ワクチンの確保

市は、県から割り当てられたワクチンについて、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）の情報をもとに、市内ワクチン接種受託医療機関及び市が設置する接種会場等への割り当てを行うものとする。

9 ワクチン接種受託医療機関等の接種会場の確保

ワクチン接種にあたっては、国が定めた一定期間内に、本計画7-(2)に示す接種対象者に対して速やかな接種を行う必要があるため、接種会場については、ワクチン接種を受託する市内医療機関等のほか、市が医療機関以外に接種会場を設置する。

接種会場は、一度に大量の冷凍ワクチンが配送されるⅠ型医療機関等と、その他のⅡ型医療機関等とする。なお、ファイザー社製ワクチンについては、Ⅰ型医療機関等のうち、ディープフリーザーを設置する医療機関等を基本型接種施設とし、基本型接種施設からワクチンの配分を受け接種を行う施設をサテライト型接種施設とする。

(1) ワクチン接種受託医療機関の確保

ワクチン接種受託医療機関の確保には、市内医療機関の協力が不可欠であるため、東名古屋医師会日進支部と連携し、確保に努めるものとする。

受託医療機関は次のとおりである。

ア Ⅰ型医療機関等（基本型接種施設）

(ア) 大医会日進おりど病院

(イ) 日進市保健センター

イ Ⅱ型医療機関等（サテライト型接種施設）

(ア) 愛泉会愛知国際病院

(イ) 福友会福友病院

(ウ) その他医療機関

(2) 市が設置する接種会場

市は、市内公共施設等に接種会場を設置する。接種会場は次のとおりである。なお、接種会場はワクチン供給量や接種者数等に応じて適宜開設数を変更するものと

する。

ア 日進市中央福祉センター

イ 日進市北部福祉会館

ウ トヨタ自動車(株)日進研修センターアネックス

エ 日進市保健センター

## 10 運営方法の検討

### (1) ワクチン接種受託医療機関

#### ア 基本事項

(ア) 全国統一で行う集合契約に参加するものとする。

(イ) 市は、円滑な接種を推進するため、市内ワクチン接種受託医療機関と個別接種事務処理業務委託を締結する。

(ウ) 同時期に複数のワクチンを取り扱う場合には、ワクチンごとに接種日時、接種場所等を明確に分けるものとする。

保管についても複数のワクチンが混同しないよう容器等を明確に分け、慎重に取り扱うものとする。

(エ) 時間ごとの予約枠の設定、被接種者の動線の検討、定期的な換気等により、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（3密対策等）を講じるものとする。

(オ) V-SYSを用い、接種に係る医療機関等情報の入力、ワクチンの到着日の確認、接種状況やワクチンの在庫状況等の報告を行うものとする。

(カ) ワクチン接種記録システム（以下「記録システム」という。）へ接種後速やかに入力するものとする。ただし、接種後の予診票を速やかに市に提出する場合にはこの限りではない。

#### イ 必要な体制

##### (ア) I型医療機関等

配送されたワクチンを有効活用できるよう同一グループのサテライト型接種施設と合わせ10日間に計1,000回以上の接種体制を確保するものとする。

##### (イ) II型医療機関等（サテライト型接種施設含む）

1バイアル当たりの接種回数を有効に活用できるよう、接種を行う日（毎日でなくてよい）には、原則として100回以上の接種を行う体制を確保するものとする。ただし、接種回数については、医療機関の規模に応じて市と協議の上決定する。

#### ウ 物品等の確保

(ア) ワクチン接種用シリンジ及び注射針  
国が提供するものとする。

(イ) その他接種に必要な医療物品

(ア) 以外の接種及び救急対応に必要な医薬品、その他物品については、予防接種の手引き等を参考に医療機関で準備するものとする。

## エ ワクチンの分配

### (ア) ワクチンの分配

基本型接種施設（保健センターを含む）は、V-SYSに登録された情報を基に市から分配されたワクチンについて、同一グループのサテライト型接種施設に対して配分し、移送するものとする。

### (イ) ワクチンの移送

- ① ワクチンの移送は、国が示す要件を満たす保冷ボックスを用いて行い、原則として3時間以内に移送を完了するものとする。ただし、ワクチンごとに定められた保管温度と同様の温度での移送が可能な場合には、3時間を超えて移送することができる。
- ② 保健センターを基本型接種施設とするサテライト接種施設となる医療機関へのワクチン移送は、市が委託する配送業者により行うものとするほか、医療機関が必要に応じて保健センターより直接移送するものとする。

## オ ワクチン接種の予約受付

ワクチン接種の予約については、各医療機関で予約可能数等の条件が異なることから、医療機関での予約を原則とする。ただし、次の医療機関については、被接種者数が多数と考えられるため、市が設置するコールセンター及び予約管理システムにより予約を受け付けることができる。

- (ア) 大医会日進おりど病院
- (イ) 愛泉会愛知国際病院
- (ウ) 福友会福友病院

## (2) 市が設置する接種会場

### ア 基本事項

- (ア) 医療機関以外に接種会場を設置するにあたっては、医療法第8条の規定に基づく診療所の開設届を管轄保健所へ提出する。
- (イ) 取り扱うワクチンは、本計画4に定めるワクチンとする。
- (ウ) 時間ごとの予約枠の設定、被接種者の導線の検討、定期的な換気等により、接種会場における新型コロナウイルス感染症感染防止対策（3密対策等）を講じる。
- (エ) V-SYSを用い、ワクチン納入場所の登録、ワクチンの到着日の確認、定期的な状況やワクチン等の在庫状況等の報告を行う。
- (オ) 記録システムへ接種後速やかに入力するものとする。
- (カ) 接種事務の拠点となる保健センター及び各接種会場には、必要に応じて国から提供されるディープフリーザーを設置することができる。

### イ 必要な体制

- (ア) 接種会場の責任者等

接種会場には、市職員等を運営管理責任者として配置するとともに、予診を行う医師の中から副反応発生時の救命措置や搬送に関する医学的な判断を行う責任者を定める。

(イ) 従事者の確保

接種会場における医療従事者及び事務従事者については、基本的に外部委託により確保するものとし、必要に応じて東名古屋医師会日進支部等に協力を依頼する。

(ウ) 会場の設営及び運営

業務負担を軽減するため外部委託等を活用し、感染予防の観点から受付から退出まで接種の流れが滞ることなく、また空間的余裕に配慮した会場設営及び運営を行う。

(エ) 従事者等の配置

接種会場の規模、当日の接種者数等に応じて次の従事者を配置する。

① 接種業務

予診担当医師、接種担当看護師及び薬液充填担当看護師

② 予診票確認、受付、記録、案内、接種済証発行等業務

保健師（市職員）、看護師（市会計年度任用職員）、事務職員

③ 接種に係る相談業務

医師、看護師

④ 経過観察業務

看護師、事務職員

ウ 物品等の確保

(ア) ワクチン接種用シリンジ及び注射針

国が提供するものとする。

(イ) その他接種に必要な医療物品

(ア) 以外の接種及び救急対応に必要な医薬品、その他物品については、市が予防接種の手引き等を参考に準備し、各会場に保管する。

エ ワクチンの保管、移送等

(ア) ワクチンの保管

納入されたワクチンは、保健センター及び基本型医療施設、市が指定する委託事業者等に設置するディープフリーザーで管理するものとする。ただし、ディープフリーザーの設置時期が異なるため、指定された場所に設置されるまでの間は、保健センターに保管されたワクチンを移送するものとする。

(イ) ワクチンの移送

接種会場へのワクチンの移送は、国が示す要件を満たす保冷ボックスを用いて行い、原則として3時間以内に移送を完了するものとする。

ただし、ワクチンごとに定められた保管温度と同様の温度での移送が可能な

場合には、3時間を超えて移送することができる。

#### オ ワクチン接種の予約受付

ワクチン接種の予約については、外部委託により設置するコールセンター及び予約管理システムで受け付けるものとする。なお、予約受付に際しては、ワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日1か所あたりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

### (3) 巡回接種

接種実施医療機関等が接種会場以外の場所へ赴き、接種会場以外の場所において接種を行う（以下「巡回接種」という。）ことができる。巡回接種を実施する場合には、ワクチンの保管及び輸送等について十分配慮するものとする。

### (4) 高齢者施設における接種

#### ア 基本事項

高齢者施設においては、定期予防接種の接種場所を基本としつつ、施設の特徴を考慮した接種体制を構築する。

#### イ 説明及び接種予定者の把握

高齢者施設に対して、ワクチン接種体制の説明を実施するとともに、次の事項について報告を求めるものとする。

(ア) 高齢者施設での接種予定者数（従事者含む）（概算）

(イ) 嘱託医等の所属医療期間が接種実施医療機関等に該当しない場合における当該施設内で接種を希望する施設（介護老人福祉施設等）

(ウ) 当該施設内での接種を要するが、訪問可能な接種受託医療機関等の確保が難な施設

#### ウ 接種場所の調整

市は、上記イ（イ）（ウ）について、入所者がワクチン接種できるよう東名古屋医師会日進支部等と連携し、接種受託医療機関等との調整を行う。

### (5) 障害者施設における接種

#### ア 基本事項

障害者施設においては、定期予防接種の接種場所を基本としつつ、施設の特徴を考慮した接種体制を構築する。

#### イ 説明及び接種予定者の把握

65歳以上（第二期追加接種にあつては60歳以上）の高齢者が入所している障害者施設に対して、ワクチン接種体制の説明を実施するとともに、次の事項について報告を求めるものとする。

(ア) 障害者施設での高齢者に該当する接種予定者数（従事者含む）（概算）

(イ) 嘱託医等の所属医療期間が接種実施医療機関等に該当しない場合における当該施設内で接種を希望する施設

(ウ) 当該施設内での接種を要するが、訪問可能な接種受託医療機関等の確保が困難な施設

## ウ 接種場所の調整

市は、上記イー（イ）（ウ）について、対象者がワクチン接種できるよう東名古屋医師会日進支部等と連携し、接種受託医療機関等との調整を行う。

## 11 ワクチン接種実施に係る留意事項等

### （1）接種対象者の本人確認

接種の受付に際し、対象者の接種券及び予診票（第一期追加接種、第二期追加接種及び令和4年秋開始接種（以下「追加接種等」という。）の場合には、接種券一体型予診票とする。）を確認し、本人確認書類（運転免許証、被保険者証等）の内容を確認する方法等により、接種対象者であることを慎重に確認するものとする。

### （2）予防接種への同意の取得

#### ア 予診票の送付及び設置

市は、国が示す様式をもとに作成した予診票（追加接種等の場合には、接種券一体型予診票とする）を接種対象者に送付するとともに、接種当日に予診票を持参しなかった者に対応するため、ワクチン接種受託医療機関及び市が設置する接種会場に予診票の予備を設置するものとする。

なお、追加接種等において予備の予診票を使用した場合には、接種者により予備の予診票に記載された内容を接種券一体型予診票へ転記するなど、国が定める方法で適切に対応するものとする。

#### イ 予診の実施

ワクチン接種実施の際には、検温、問診及び被接種者が記入した予診票をもとに医師による予診を実施し、接種の適否を判断するものとする。

#### ウ 接種不適合者及び予防接種要注意者

予防接種の手引きに示される接種不適合者及び接種要注意者に該当する者に対しては次の対応とする。

##### （ア）接種不適合者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は、接種を行わないこととする。

##### （イ）接種要注意者

予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得た上で接種するものとする。

### （3）接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重篤な副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種対象者又はその保護者がその内容を理解できる適切な説明を行った上で、接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

#### (4) 16 歳未満の市民のワクチン接種等

接種対象となる年齢については、各製剤の承認内容等により異なる可能性があることから、最新の情報に留意するとともに、被接種者が対象年齢に含まれるかを十分に確認する。

ア ワクチンの承認等により接種対象となった 16 歳未満の対象者へのワクチン接種を行う際には、原則、保護者の同伴を必要とし、同意等については予防接種の手引きにより取り扱うものとする。

イ 乳幼児・小児に対して接種を行う場合は、原則として接種前に母子健康手帳の提示を求めるものとする。ただし、掲示できない事情がある場合には、医師と相談のうえで接種の可否を判断する。

#### (5) 接種後の経過観察

接種後、アナフィラキシーを呈する可能性を想定し、接種後少なくとも 15 分間、過去に重いアレルギー症状を引き起こしたことがある被接種者等医師の判断に応じて 30 分以上、看護師等による経過観察を行うものとする。

#### (6) 経過観察中の副反応発生等への対応

経過観察中の被接種者に対して、体調不良等があった場合には速やかに申告するように要請するものとする。

症状等を発見した場合には、ただちに医師に報告して応急対応を実施するとともに、医師の判断により医療機関等への搬送を行うものとする。

#### (7) 接種後の注意点の要請

接種後の被接種者及び保護者に対しては、次の事項について注意を要請することとする。

ア 接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるように注意すること。

イ 接種局所の異常反応や体調変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ イの場合において、医師の診察を受けたときは、速やかに当該ワクチン接種を行った市へ連絡すること。

### 12 接種費用等の請求及び支払い

#### (1) 市民が市内ワクチン接種受託医療機関等で予診や接種を受けた場合

ワクチン接種受託医療機関は、接種費用等を市へ請求するものとし、市が当該医療機関に対して接種費用等の支払いを行う。

#### (2) 市民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合

医療機関等は、愛知県国民健康保険連合会（以下「国保連」という。）へ接種費用の請求を行い、市は、国保連に対して接種費用の支払いを行う。

### 13 接種記録の管理

市は、市民がワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を健康管理システム



等に登録し管理する。また、国の方針により、国が設置する記録システムを利用し、国、都道府県及び他市町村との接種状況等の情報連携を行うものとする。

#### 14 間違い接種

##### (1) 体制の整備

市は、国が示す様式等により、ワクチン接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握する体制を整備するものとする。

##### (2) 間違い接種の報告

市は、重大な健康被害につながる恐れのあるワクチン接種の間違いを把握した場合等には、県を通じて厚生労働省に速やかに報告するものとする。

#### 15 副反応の報告

予防接種法の規定による副反応疑いが生じた場合は、接種医療機関は予防接種の手引に従い県を通じて厚生労働省に速やかに報告するとともに、市へも報告する。

#### 16 健康被害救済申請の受付及び給付

##### (1) 予防接種健康被害救済給付の請求等

市は、本市に住民票がある市民からワクチン接種による健康被害救済給付の申請を受付けた場合には、予防接種健康被害調査委員会において医学的見地から調査を実施し、調査資料等を県へ進達するものとする。

##### (2) 健康被害救済給付

市は、ワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めたものに対し、救済給付を行うものとする。

#### 17 予防接種証明書

市は、本市に住民票がある者に実施した予防接種の記録等について、被接種者からの申請に基づき、国が定める新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付するものとする。

#### 18 その他

本計画に定めのないものは、健康課及び関連部署、東名古屋医師会日進支部、ワクチン接種受託医療機関等と協議を行い、決定するものとする。